

理事, 監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

役員及び評議員の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は, 公益財団法人示現流東郷財団(以下「本財団」という。)定款第16条及び第34条の規定に基づき, 役員及び評議員(以下「役員等」という。)の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし, 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし, 妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において, 次の各号に掲げる用語の意義は, 当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費, 旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(費用の支給)

第3条 本財団は, 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については, その実費について, これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし, また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第4条 本財団は, この規程をもって, 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める費用の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は, 評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は, 理事長が理事会の承認を得て, 別に定めるものとする。

附 則

この規程は, 公益法人の設立の登記の日から施行する。